

第137期定時株主総会 電子提供措置事項記載書面（補足事項）

（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

事業報告

1. 当社グループの現況に関する事項
 - (3) 当社グループの資金調達及び設備投資の状況
 - (4) 当社グループの主要な事業内容
 - (5) 当社グループの主要な営業所
 - (6) 当社グループの船舶の状況
 - (7) 当社グループ及び当社の従業員の状況
 - (8) 当社の主要な借入先及び借入額
 - (9) 重要な企業結合の状況
 - (10) その他当社グループの現況に関する重要な事項等
3. 会社役員に関する事項
 - (1) 取締役の状況
 - (2) 執行役員の状況（ご参考）
 - (3) 取締役の報酬等
 - (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - (5) 役員の責任限定契約に関する事項
 - (6) 社外役員の主な活動状況
4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

監査報告

1. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
2. 会計監査人の監査報告書
3. 監査等委員会の監査報告書

日本郵船株式会社

「第137期定時株主総会招集ご通知」と本別冊をあわせて、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求された株主様に交付する電子提供措置事項記載書面としています。

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(3) 当社グループの資金調達及び設備投資の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に自己資金、金融機関からの借入れで賄いました。当期末の有利子負債残高は、前期末と比べて2,197億円増加し、9,138億円となりました。

当社グループは、不定期専用船事業を中心に全体で3,358億円の設備投資を実施しました。定期船事業及び不定期専用船事業において、船舶を中心にそれぞれ38億円及び3,081億円、航空運送事業において航空機などに15億円、物流事業において輸送機器や物流施設・設備などに180億円、不動産業において16億円、その他の事業において17億円の設備投資を実施しました。

(4) 当社グループの主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

ライナー&ロジスティクス事業 (定期船事業、航空運送事業、物流事業)

不定期専用船事業

その他事業 (不動産業、その他の事業)

(5) 当社グループの主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

区分	所在地
本店	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 (郵船ビル)
支店	秋田支店 (秋田市)、横浜支店 (横浜市)、名古屋支店 (名古屋市)、関西支店 (神戸市)、九州支店 (福岡市)
海外在勤・駐在	ヨハネスブルグ、デュバイ、ドーハ、ジェダ、北京

② 重要な子会社

会社名	本店所在地又は国名
NYKバルク・プロジェクト株式会社	東京都千代田区
日本貨物航空株式会社	東京都港区
八馬汽船株式会社	兵庫県神戸市
三菱鉱石輸送株式会社	東京都千代田区
郵船商事株式会社	東京都品川区
郵船ロジスティクス株式会社	東京都品川区
株式会社ユニエツクスNCT	東京都中央区
NYK GROUP AMERICAS INC.	米国
NYK GROUP EUROPE LTD.	英国
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	シンガポール

(6) 当社グループの船舶の状況 (2024年3月31日現在)

セグメントの名称	船種	区分	隻数 (隻)	載貨重量吨数 (K/T)
定期船事業	コンテナ船	所有船	26	1,665,849
		傭船	24	2,752,753
不定期専用船事業	撒積船 (ケーブサイズ)	所有船	19	3,658,333
		共有船	1	15,943 (298,000)
		傭船	100	19,577,701
		所有船	37	3,290,416
	撒積船 (パナマックスサイズ)	共有船	3	217,936 (268,022)
		傭船	60	5,169,311
		所有船	52	2,564,241
	撒積船 (ハンディサイズ)	傭船	81	4,179,738
		所有船	12	597,698
	チップ船	傭船	21	1,152,722
		所有船	53	1,019,575
	自動車船	傭船	60	1,116,968
		所有船	28	5,229,988
	油槽船	共有船	3	194,511 (672,620)
		傭船	14	2,277,116
	LNG船	所有船	13	976,333
		共有船	9	439,472 (726,197)
		傭船	3	224,913
	在来・プロジェクト貨物船	所有船	22	408,732
		傭船	25	353,424
合計			666	58,180,649

(注1) 載貨重量吨数の()内は、共有船他社持分を加えた数値です。

(注2) 載貨重量吨数の合計は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(7) 当社グループ及び当社の従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

	事業部門	従業員数 (名)	前期末比 (名)
ライナー & ロジスティクス事業	定期船事業	3,638	71
	航空運送事業	982	△42
	物流事業	25,551	△243
	不定期専用船事業	2,844	△324
その他事業	不動産業	7	△1
	その他の事業	1,766	274
	全社 (共通)	455	6
	合計	35,243	△259

(注) 「全社 (共通)」として記載されている従業員は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期末比 (名)
陸上職	1,053	29
(うち、海技者)	(150)	(4)
海上職	259	△16
合計	1,312	13

(注) 従業員数は当社への出向者77名を含み、他社出向在籍者等及び派遣労働者数を除いています。

(8) 当社の主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	86,633
株式会社みずほ銀行	75,705
株式会社山口銀行	68,134
明治安田生命保険相互会社	50,000
株式会社日本政策投資銀行	49,290
日本生命保険相互会社	21,361
株式会社三井住友銀行	20,000
株式会社千葉銀行	19,683
株式会社滋賀銀行	15,141
農林中央金庫	14,000

(注) 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローンが合計で45,423百万円ありますが各借入額に含めていません。

(9) 重要な企業結合の状況

① 企業結合の経過及び成果

当社グループは、定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、不動産業、その他の事業の6部門に属する事業を行っています。2024年3月31日現在の連結子会社は505社、持分法適用会社は225社です。

当社は、日本貨物航空株式会社 (NCA) の全株式を、ANAホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換により譲渡することに合意しました。

株式交換承認取締役会決議 : 2023年7月10日

株式交換に係る最終合意書締結 : 2023年7月10日

株式交換の効力発生予定日 : 2024年7月1日

その他の企業結合の経過及び成果につきましては、招集ご通知25ページの「1. (1)当社グループの事業の経過及びその成果」をご参照ください。

② 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
NYKバルク・プロジェクト株式会社	2,100 百万円	100.00	海上運送業
日本貨物航空株式会社	10,000 百万円	100.00	航空運送業
八馬汽船株式会社	500 百万円	76.18	海上運送業
三菱鉱石輸送株式会社	1,500 百万円	100.00	海上運送業
郵船商事株式会社	500 百万円	100.00	石油製品類販売等
郵船ロジスティクス株式会社	4,301 百万円	100.00	貨物利用運送業等
株式会社ユニエックスNCT	934 百万円	100.00	港湾運送業
NYK GROUP AMERICAS INC.	4,000 千米ドル	100.00	北米・南米地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP EUROPE LTD.	45,271 千ポンド	100.00	欧州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	11,580 千米ドル	100.00	南アジア・大洋州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
船舶保有・貸渡会社273社	19,343 千米ドル (157社合計) 4,596 百万円 (116社合計)	100.00 (全社)	船舶貸渡業

(注1) 議決権比率は間接保有を含んでいます。

(注2) 当社は、エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス株式会社の議決権の51.00%を所有しており、同社は株式会社ユニエックスNCTの普通株式の100%を所有する持株会社です。

(注3) 船舶保有・貸渡会社273社は船舶の保有・貸渡を行うために当社グループの全額出資によりパナマ、シンガポール、リベリアなどに設立した連結子会社であり、当社グループがこれらの会社より定期備船して運航している船舶は、当社グループが運航する船隊の主要な一部分を構成しています。

③ 主要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
NSユナイテッド海運株式会社	10,300 百万円	18.58	海上運送業
共栄タンカー株式会社	2,850 百万円	30.04	海上運送業
郵船クルーズ株式会社	100 百万円	50.00	客船保有・運航業
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	3,000,000 千米ドル	—	海上運送業

(注1) 議決権比率は間接保有を含んでいます。

(注2) 当社は、オーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社の議決権の38.00%を所有しています。同社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. の普通株式の100%を所有する持株会社です。

(10)その他当社グループの現況に関する重要な事項等

2012年9月以前の自動車の海上輸送に関し競争法に違反する行為があったとして、複数の国において当社及び海外現地法人に対し損害賠償請求を提起されています。

当社は、ロシア・ウクライナ情勢に伴う各国制裁に関し、必要に応じた協議を関係者と行いつつ対応しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
長澤 仁志	取締役会長	一般社団法人日本船主協会副会長
曾我 貴也	代表取締役社長・ 社長執行役員	Group Chief Executive Officer
河野 晃	代表取締役・ 副社長執行役員	Chief Financial Officer、経営企画本部長、ESG戦略本部長
日暮 豊	取締役・ 専務執行役員	Chief Compliance Officer、Chief Human Resources Officer、総務本部長
田邊 栄一	筆頭社外取締役 (非常勤、独立役員)	SMBC日興証券株式会社社外取締役
国谷 裕子	社外取締役 (非常勤、独立役員)	東京藝術大学理事（非常勤）、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授、公益財団法人自然エネルギー財団理事
兼原 信克	社外取締役 (非常勤、独立役員)	同志社大学特別客員教授、The Asia Group Senior Advisor、公益財団法人笹川平和財団常務理事
高橋 栄一	取締役 監査等委員（常勤）	—
小杉 桂子	取締役 監査等委員（常勤）	公益社団法人日本監査役協会理事
中曾 宏	社外取締役 監査等委員 (非常勤、独立役員)	株式会社大和総研理事長、一般社団法人東京国際金融機構代表理事／会長、アジア太平洋経済協力ビジネス諮問委員会委員、国立研究開発法人科学技術振興機構大学ファンド運用・監視委員会委員長
桑原 聡子 (戸籍上の氏名：太田 聡子)	社外取締役 監査等委員 (非常勤、独立役員)	外苑法律事務所パートナー、株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役（監査等委員）、株式会社ユニカフェ社外監査役、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役
山田 辰己	社外取締役 監査等委員 (非常勤、独立役員)	中央大学商学部特任教授、三菱ケミカルグループ株式会社社外取締役・監査委員長、公益監視委員会（PIOB）・指名委員会委員、株式会社乃村工藝社社外取締役（監査等委員）

(注1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、田邊栄一氏、国谷裕子氏及び兼原信克氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2) 取締役（監査等委員）のうち、中曾宏氏、桑原聡子氏及び山田辰己氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注3) 当社は、監査等の環境整備や社内の情報収集に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視するために常勤の監査等委員を選定しています。

(注4) 社外取締役が業務を執行する又は社外役員を兼任するなどの重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

(注5) 取締役（監査等委員）のうち、高橋栄一氏は当社の主計・財務グループを掌管する代表取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、山田辰己氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(注6) 取締役（監査等委員）である中曾宏氏は東京大学大学院経済学研究科附属金融教育研究センターの招聘教授に就任していましたが、2023年6月30日をもって、退任しました。

(注7) 取締役（監査等委員）である山田辰己氏は中央大学商学部の特任教授に就任していましたが、2024年3月31日をもって、退任しました。

(注8) 当期中の退任取締役及び監査役並びに新任取締役は次のとおりです。

〈退任〉

代表取締役	原田浩起（2023年6月21日任期満了により退任）
取締役	内藤忠顕（2023年6月21日任期満了により退任）
筆頭社外取締役（非常勤、独立役員）	片山善博（2023年6月21日任期満了により退任）
監査役（常勤）	宮本教子（2023年6月21日任期満了により退任）

〈新任〉

代表取締役	河野晃（2023年6月21日就任）
社外取締役（非常勤、独立役員）	兼原信克（2023年6月21日就任）
取締役 監査等委員	小杉桂子（2023年6月21日就任）
社外取締役 監査等委員（非常勤、独立役員）	山田辰己（2023年6月21日就任）

※当社は、2023年6月21日開催の第136期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しています。これに伴い、監査役宮本教子氏、高橋栄一氏、中曾宏氏及び桑原聡子氏は任期満了により退任し、このうち高橋栄一氏、中曾宏氏及び桑原聡子氏が監査等委員である取締役に就任しています。

(注9) 田邊栄一氏、国谷裕子氏、兼原信克氏、中曾宏氏、桑原聡子氏及び山田辰己氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出られています。独立役員とは株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けているものです。

(2) 執行役員の状況（ご参考）（2024年4月1日現在）

地 位	氏 名	地 位	氏 名
代表取締役社長・社長執行役員	曾我 貴也	執行役員	筒井 裕子 春名 克彦
代表取締役・副社長執行役員	河野 晃		パトリックブレナン (Patrick Brennan Jr.) 横山 勉
取締役・専務執行役員	日暮 豊		首藤 健一郎 阿曾 智孝
専務執行役員	鹿島 伸浩		中村 利 近藤 武士
常務執行役員	池田 豊		大橋 宏明 ※住田 延明
	西山 博章		柳澤 晋一 ※黒沢 敦彦
	樋口 久也		寺島 省吾 ※奥澤 竜太郎
	渡辺 浩庸		菅野 みえ ※野間 弘之
	伴野 拓司		高橋 泰之 ※山本 泰
	鈴木 康修		山本 敬志 ※カール・ヨハン・ハグマン (Carl-Johan Hagman)

(注1) 当期中に退任した執行役員は次の6氏です。久保田浩司、西島裕司、高橋正裕、太田千秋、井浪康之、本間啓之

(注2) ※は2024年4月1日付の新任執行役員です。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会決議により「役員等の報酬決定に関する方針」（以下、「決定方針」という。）を定めており、当該取締役会決議に際しては、あらかじめ報酬諮問委員会において内容を協議のうえ、必要な助言と賛同を得ています。

また、取締役及び執行役員の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会において、決定方針との整合性を含めて確認し、制度設計のみならず個別の報酬額の妥当性を含む具体的な内容に関して、多角的な観点からの協議を尽くしたうえで、取締役会において、報酬諮問委員会の見解を尊重して決議していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

(注) 当社は、2023年6月21日開催の第136期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しています。

上記の決定方針は、監査等委員会設置会社への移行前の期間については同総会招集ご通知に添付の事業報告に記載のもの、移行後の期間については下記のことを指します。

また、上記の取締役に、監査等委員会設置会社への移行前における取締役と、移行後における取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含み、その報酬等の内容の決定方法については移行前後での変更はありません。

決定方針（監査等委員会設置会社移行後）の内容は以下のとおりです。

当社は、取締役及び執行役員の報酬制度を、当社の事業規模、内容、人材確保やサステナビリティの観点から、同業及び同規模他社並びに従業員給与等の水準とのバランスを勘案したうえで、各人の報酬が、役位及び職責に応じ、固定又は変動の金銭又は株式等によって構成されるものとなるよう設計します。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬等の決定に関する方針と手続き

執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役を除く。以下1.において同じ。）及び執行役員の報酬制度は、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとなり、また株主と利害を共有することを志向したものとなるよう、基本報酬、業績連動型変動報酬で構成します。業績連動型変動報酬は、単年度の業績目標達成に対するインセンティブとしての業績連動型金銭報酬と中長期の業績目標等の達成に対するインセンティブとしての業績連動型株式報酬等で構成します。

社外取締役等の執行役員を兼務しない取締役については、業務執行から独立した立場で当社の経営の監督及び助言を行うことから、基本報酬のみとします。ただし、会長執行役員を兼務しない取締役会長は、取締役会議長を務める等の職責を踏まえ、業績連動型株式報酬を支給します。

なお、業績連動型変動報酬の支給を受ける者に対する報酬の支給割合は、短期のみならず中長期的な業績向上に貢献する意欲を促進するよう配慮し、業績目標等を平均的に達成した場合、基本報酬と業績連動型変動報酬の支給割合は、役位に応じ、約5：5から約8：2の割合となり、業績連動型金銭報酬と業績連動型株式報酬の割合は1：3となることを基準とし設定します。

すべての取締役及び執行役員について、役員退職慰労金は支給しません。

i) 基本報酬

役位及び職責に基づく固定報酬を、金銭で毎月支給します。その額は、取締役については、総額で年額510百万円以内（うち社外取締役分は年額150百万円以内）とします。ただし、使用人兼務取締役の場合の使用人部分は含まないものとします。

なお、執行役員のうち、主たる担当職務が当社関係会社の業務執行であって、兼務として当社執行役員を務める者については、原則として、通常の執行役員とは別に報酬額を決定します（以下、別に決定される者を「兼務執行役員」といいます。）。

ii) 業績連動型変動報酬

<業績連動型金銭報酬>

制度対象者は、執行役員を兼務する取締役、及び執行役員（兼務執行役員を除く。）とします。

事業全体の収益力を測る連結経常利益と、資本に対する収益性を測る連結ROEを業績連動指標として採用し、基準値は、原則として当社の中期経営計画で掲げる目標値とし、1事業年度毎に後述の報酬諮問委員会で審議し取締役会で決定します。1事業年度終了後、各々の指標の実績値を基準値で除した数値を所定の比率で合算し、業績連動係数を算出します。係数の変動範囲は0～2.0とし、役位に基づく金銭報酬単価に業績連動係数を乗じて得た額の金銭を1事業年度終了後に支給します。上限額は制度対象者全体で1事業年度あたり3億円とします。

<業績連動型株式報酬等>

制度対象者は、執行役員を兼務する取締役、会長執行役員を兼務しない取締役会長、及び執行役員（兼務執行役員を除く。）で、国内居住の者とします。

透明性・客観性が高い信託方式の業績連動型株式報酬制度（Board Incentive Plan）を採用します。対象期間は基準年度から連続する3事業年度（延長が行われた場合は以降の各3事業年度）とし、役位に基づく固定ポイントと、業績連成度等に応じて算出される変動ポイントを付与します。固定ポイント相当の株式（1ポイントあたり3株。以下特記なき限り同じ。）を1事業年度終了毎に、変動ポイント相当の株式を3事業年度の期間満了後に交付します（ただし、その一部は、換価処分金相当額の金銭で給付します。以下同じ。）が、固定ポイント相当の交付株式には3年間の譲渡制限を付します。（なお、全ての株式について、別途、インサイダー取引規制の観点から定めた社内規程による譲渡制限が適用されます。）

業績連動指標は、株主との利害を共有する観点から配当込みの当社TSR（Total Shareholder Return）、ESG経営の観点から当社の考え方を踏まえた独自のESG指標を採用します。各指標の数値の算定方法は、TSRについては対象期間中のTOPIX（東証株価指数）成長率及び競合他社TSR成長率との比較により算出し、ESGについては前記ESG指標の達成度により算出し、3事業年度終了後に達成度を報酬諮問委員会にて評価し取締役会で決定します。これらの数値を所定の比率で合算して業績連動係数を算出し、その変動範囲は0～2.0とします。3事業年度分の役位に基づくポイントに業績連動係数を乗じて算出した変動ポイント相当の株式を交付します。

信託への拠出金の上限額は3事業年度合計で16億円（信託費用等を含み、延長後の期間については延長前の残存株式等がある場合にはその価額分減少します。）、対象者が取得する上限株式数は3事業年度で合計300万株とします（期間中に株式併合・分割等が行われた場合には、ポイント数及び上限株式数を調整します。）。

なお、期間中に制度対象者が退任する場合（自己都合による退任及び解任の場合を除く）又は役位変更により制度対象者ではなくなった場合（変動ポイントについては、固定ポイントのみを対象とする役位への変更を含みます。）は、所定の手続きを経た後滞りなく、退任又は制度対象者ではなくなった時までの固定及び変動ポイント数相当の株式を交付します（変動ポイントについては、その時までのポイント数を前記の3事業年度の業績連動指標及び係数に関する考え方を勘案して別途個別に報酬諮問委員会において評価し取締役会において定めます。）。期間中に死亡した者についても同様としますが、全株式につき換価処分相当額を金銭で遺族に給付します。

また、対象期間中に制度対象者が不正行為等の非違行為を行った場合には、付与された全ポイントを没収し、又は固定ポイントに基づき交付された株式の価値に相当する金銭の賠償を過去3年に遡及して求めることがあります。

国内非居住者であることによって本制度の対象外となる者については、同様の仕組みにより算出・付与されたポイント相当の金銭を別途支給します。

取締役及び執行役員の報酬は、株主総会の決議による総額と内容の範囲内で、社長が提案し、取締役会の諮問機関として設置している報酬諮問委員会での協議を始め社外取締役の関与を経て、取締役会において支給額を決定します。報酬諮問委員会は、取締役会長、社長、監査等委員を含む社外取締役で構成し、委員長及び過半数の委員を社外取締役とします。同委員会は支給額決定にかかる協議のほか、取締役及び執行役員の報酬に関わる方針・手続・制度設計等の重要な事項を審議の上、取締役会に報告又は提言します。

2. 監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針と手続き

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で当社の監査を行う機能・役割を担うことから基本報酬のみとし、総額で年額220百万円以内とします。その個別具体的な支給額は、社外取締役を含む監査等委員である取締役の協議に基づき決定します。

すべての監査等委員である取締役について、役員退職慰労金は支給しません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

●監査等委員会設置会社への移行前

1. 取締役の報酬等に関する決議内容の概要

- ・取締役の基本報酬額は、2005年6月28日開催の第118期定時株主総会において月額総額69百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の数は17名です。
 - ・執行役員を兼務する取締役の業績連動型金銭報酬については、2022年6月22日開催の第135期定時株主総会の決議により上限額は1事業年度で3億円としており、当該定時株主総会終結時点において、対象となる取締役の数は4名です。
 - ・執行役員を兼務する取締役、及び会長執行役員を兼務しない取締役会長の業績連動型株式報酬については、2022年6月22日開催の第135期定時株主総会の決議により3事業年度で上限額は合計16億円、上限株式数は100万株（ただし2022年10月1日の株式分割前）としており、当該定時株主総会終結時点において、対象となる取締役の数は5名です。
- (注) ただし、当社の業績連動型金銭報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の対象者には、取締役以外にも一定の要件を満たした執行役員が含まれており、上記上限額等はそれら執行役員を含む同制度対象者全員に係るものです。

2. 監査役の報酬等に関する決議内容の概要

- ・監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第107期定時株主総会において月額総額9百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の数は5名です。

●監査等委員会設置会社への移行後

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下1.において同じ。）の報酬等に関する決議内容の概要

- ・取締役の基本報酬額は、2023年6月21日開催の第136期定時株主総会において総額で年額510百万円以内（うち社外取締役は総額で年額150百万円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の数は7名（うち社外取締役は3名）です。
 - ・執行役員を兼務する取締役の業績連動型金銭報酬については、2023年6月21日開催の第136期定時株主総会の決議により上限額は1事業年度あたり3億円としており、当該定時株主総会終結時点において、対象となる取締役の数は3名です。
 - ・執行役員を兼務する取締役、及び会長執行役員を兼務しない取締役会長の業績連動型株式報酬については、2023年6月21日開催の第136期定時株主総会の決議により3事業年度で上限額は合計16億円、上限株式数は300万株（ただし2022年10月1日の株式分割後）としており、当該定時株主総会終結時点において、対象となる取締役の数は4名です。
- (注) ただし、当社の業績連動型金銭報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の対象者には、取締役以外にも一定の要件を満たした執行役員が含まれており、上記上限額等はそれら執行役員を含む同制度対象者全員に係るものです。

2. 監査等委員である取締役の報酬等に関する決議内容の概要

- ・監査等委員である取締役の報酬額は、2023年6月21日開催の第136期定時株主総会において総額で年額220百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の数は5名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数(名)
		基本報酬	金銭報酬	株式報酬		
		固定	業績連動	役員固定	業績連動	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち、社外取締役)	454 (57)	328 (57)	31 (-)	74 (-)	19 (-)	10 (4)
監査等委員である取締役 (うち、社外取締役)	112 (44)	112 (44)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)
監査役 (うち、社外監査役)	26 (6)	26 (6)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (2)

(注1) 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する報酬等には、当事業年度に退任した3名を含む監査等委員会設置会社への移行前における取締役に対する報酬等を含んでいます。

監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものです。

(注2) 金銭報酬の額は、業績連動型金銭報酬制度に基づく報酬額であり、その内容は前記①役員報酬等の内容の決定に関する方針等及び②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項に記載のとおりです。

a) 上記の表には、同制度に係る当事業年度中の費用計上額を記載しています。

b) 金銭報酬の業績連動指標の内容及び選定理由並びに報酬等の算定方法は、前記①1.ii)に記載のとおりであり、その基準値は、中期経営計画で掲げた連結経常利益2,700億円、及び連結ROE 10.2%です。当事業年度の連結経常利益の実績は2,613億円、連結ROEは8.9%となり、各々50%の比率で算出した結果、当期の業績連動係数は0.91になりました。

(注3) 株式報酬の額は、業績連動型株式報酬制度等に基づく報酬額であり、その内容は前記①役員報酬等の内容の決定に関する方針等及び②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項に記載のとおりです。

a) 上記の表には、同制度に係る当事業年度中の費用計上額を記載しています。

b) 株式報酬の業績連動指標の内容及び選定理由並びに報酬等の算定方法は、前記①1.ii)に記載のとおりです。制度対象期間である2022年度から2024年度の3事業年度終了後、配当込み当社TSRはTOPIX成長率及び競合他社TSR成長率との比較により算定し、ESG指標の数値は、報酬諮問委員会にて「NYKグループESGストーリー」に基づく「安全・環境・人材」の各マテリアリティの進捗状況と「ガバナンス」の状況を定性的・定量的の両側面から協議し、総合的に達成度を評価して決定します。これらをTSR80%、ESG20%の比率で合算し業績連動係数が算出されますが、当事業年度に係る費用計上額の計算にあたっては、各指標の達成率について一定の推計ないし想定を行い業績連動係数を0.70として計算しています。上記の表の数値は、その前提で計算し、これに前年度に開示済の費用計上額との差額調整を加味した額となります。

c) 当事業年度における株式の交付状況は、招集ご通知33ページの「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、適切な人材確保及び職務執行の萎縮防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しています。契約の概要等は以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社又は国内子会社等の役員（執行役員等を含む。）、各社取締役会にて選任された管理職従業員又は役員を退任した者等。

② 保険契約の内容の概要

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は当社が負担しており、被保険者（当社を除く。）の実質的な保険料負担はありません。
- ・填補の対象となる保険事故の概要
法律上の損害賠償金及び争訟費用等を被保険者が負担することによって生じる損害等を填補します。
- ・役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置
法令違反であることを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上、一定の免責事由があります。また、保険契約上、免責額の定めも設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(5) 役員の実任責任限定契約に関する事項

当社は田邊栄一氏、国谷裕子氏、兼原信克氏、高橋栄一氏、小杉桂子氏、中曾宏氏、桑原聡子氏及び山田辰己氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた当社定款により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しています。

(6) 社外役員の主な活動状況

地位及び氏名	主な活動内容
筆頭独立社外取締役 (非常勤) 田邊 栄一 (2019年6月19日就任)	<p>企業経営全般に関する経験と知見を活かし、すべてのステークホルダーの視点と幅広い見地から、取締役会及び指名・報酬諮問委員会での審議などを通じて、当社の経営方針、外部環境の変化に対応した事業ポートフォリオ構築と資本政策、適切なガバナンスやリスク管理の在り方等に関する提言などにより、取締役会及び取締役等の職務執行の監督と各諮問委員会での協議及び手続きの透明性の確保等に貢献する役割を果たすことを期待していました。当事業年度は、開催された取締役会16回すべてに出席（出席率100%）し、豊富な経営と業務執行監督経験に基づき、企業経営全般に対する知見と独立性を持った立場より発言し、さらに前記の各諮問委員会にて委員長を務めるなどして、期待に応えました。</p>
独立社外取締役 (非常勤) 国谷 裕子 (2017年6月21日就任)	<p>グローバルな視点に基づく環境・社会課題等に対する見識により、すべてのステークホルダーの視点と幅広い見地から、取締役会及び指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、当社の経営方針、サプライチェーンの脱炭素化などの環境問題への取組みや社会貢献、ダイバーシティ&インクルージョンを土台とした組織づくり等に関する提言などにより、取締役会及び取締役等の職務執行の監督と各諮問委員会での協議及び手続きの透明性の確保等に貢献する役割を果たすことを期待していました。当事業年度は、開催された取締役会16回すべてに出席（出席率100%）し、キャスターとして長期にわたる政治・経済・国際関係・社会等に係る問題を幅広く提起してきた経験と豊富な見識を活かし、多様な視点と高い独立性を持った立場より発言し、さらに前記の各諮問委員会にて委員長を務めるなどして、期待に応えました。</p>
独立社外取締役 (非常勤) 兼原 信克 (2023年6月21日就任)	<p>国際情勢と危機管理に関する豊富な経験と知見を活かし、すべてのステークホルダーの視点と幅広い見地から、取締役会及び指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、当社の経営方針、地政学リスクを踏まえた事業展開の在り方、経済安全保障への対応等に関する提言などにより、取締役会及び取締役等の職務執行の監督と各諮問委員会での協議及び手続きの透明性の確保等に貢献する役割を果たすことを期待していました。当事業年度に出席すべき取締役会12回すべてに出席（出席率100%）し、主に国際法や安全保障の分野で豊富な経験と高い見識を活かし、高い独立性を持った立場より発言し、さらに前記の各諮問委員会にて委員を務めるなどして、期待に応えました。</p>
独立社外取締役 監査等委員 (非常勤) 中曾 宏 (2020年6月29日就任)	<p>中央銀行における豊富な実務経験に基づく金融・経済分野に関する知見を活かして、客観的、独立的な立場から、取締役会のモニタリング機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に寄与する役割を果たすことを期待していました。当事業年度に出席すべき取締役会12回中11回（出席率92%）及び監査等委員会11回中10回（出席率91%）に出席し、金融・経済分野全般に関する幅広い知見、グローバル金融システム、市場取引、国際金融に精通する専門性を活かし、必要に応じ客観的・独立的な立場より発言し、さらに各部門からのヒアリング及び会計監査人との意見交換を実施して必要な提言等を行うことで、期待に応えました。</p>
独立社外取締役 監査等委員 (非常勤) 桑原 聡子 (2020年6月29日就任)	<p>法曹界での豊富な実務経験と知見を活かして、客観的、独立的な立場から、取締役会におけるモニタリング機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に寄与する役割を果たすことを期待していました。当事業年度に出席すべき取締役会12回すべて（出席率100%）及び監査等委員会11回すべて（出席率100%）に出席し、主に企業法務・金融法務分野における豊富な実務経験と法律に精通する専門性、加えて他企業の社外役員として会社経営に関与した経験を活かし、必要に応じ客観的・独立的な立場より発言し、さらに各部門からのヒアリング及び会計監査人との意見交換を実施して必要な提言等を行うことで、期待に応えました。</p>
独立社外取締役 監査等委員 (非常勤) 山田 辰己 (2023年6月21日就任)	<p>公認会計士・国際会計の専門家としての豊富な経験・知見と幅広い見識を活かして、客観的、独立的な立場から、取締役会のモニタリング機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に寄与する役割を果たすことを期待していました。当事業年度に出席すべき取締役会12回すべて（出席率100%）及び監査等委員会11回すべて（出席率100%）に出席し、公認会計士・国際会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見、加えて他企業の社外役員として会社経営に関与した経験を活かし、必要に応じ客観的・独立的な立場より発言し、さらに各部門からのヒアリング及び会計監査人との意見交換を実施して必要な提言等を行うことで、期待に応えました。</p>

(注) 監査等委員会設置会社移行前の期間において、中曾宏氏及び桑原聡子氏は、当社の社外監査役に就任しておりましたが、当該期間開催の取締役会4回のうち中曾宏氏は4回、桑原聡子氏は4回出席し、また、当該期間開催の監査役会5回のうち中曾宏氏は4回、桑原聡子氏は5回出席し、各々専門的な見地から必要に応じ客観的・独立的な立場より発言を行いました。なお、両氏の就任日については社外監査役就任時点での日付を記載しています。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付け、連結配当性向30%を目安に1株あたりの配当下限金額を年間100円として、業績の見通し等を総合的に勘案して利益配分を決定します。また、投資機会と事業環境を勘案したうえで、自己株式の取得を含む機動的な追加還元策の実施を判断します。

なお、期末配当については、災害その他の不測の事態により株主総会を開催することが困難であると判断される場合等を除き、取締役会ではなく株主総会で決定することを原則とします。

監査報告

1. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

日本郵船株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北村	嘉章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	隅田	拓也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田	勝啓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本郵船株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2. 会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

日本郵船株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北村	嘉章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	隅田	拓也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田	勝啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵船株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

3. 監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第137期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、取締役、執行役員、使用人等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会、経営会議、及び執行役員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員、使用人等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知、報告を受け、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

日本郵船株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	高橋 栄一 ㊟
常勤監査等委員	小杉 桂子 ㊟
監査等委員	中曾 宏 ㊟
監査等委員	桑原 聡子 ㊟
監査等委員	山田 辰己 ㊟

(注) 監査等委員 中曾宏、桑原聡子及び山田辰己は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

〈メ モ 欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing.

〈メ モ 欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing.



〒100-0005
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
<https://www.nyk.com>

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

